

## 会社法制（企業統治等関係）部会資料9に対する意見

平成29年10月4日  
経済産業省 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料9「役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論点の検討（2の1）」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

## 記

## 一．取締役の報酬等に関する規律の見直しの方向性について

取締役の報酬等は、経営者に対して適切なインセンティブを付与する手段として、コーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つであり、我が国企業の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るため、これを適切に活用することが期待されている。特に、株式報酬は、中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けのための効果的な手段であることに加え、取締役と株主の価値共有に資するという利点もあり、その積極的な活用が期待されている。

我が国企業の取締役の報酬等については、依然として固定報酬が中心であり、株式報酬や業績連動報酬といったインセンティブ報酬の割合は欧米に比して未だ低い水準にある中で、現在、我が国企業は、その活用に向けて努力を続けているところである。

会社法上の取締役の報酬等に関する規律の見直しに当たっては、このような我が国企業におけるインセンティブ報酬の積極的活用に向けた取組を後押しする方向で議論がなされることが期待される。

## 二．「第1 取締役の報酬等に関する規律の見直し」の「1 株主総会の決議事項の見直し」について

## 1．「（1）株式又は新株予約権である報酬等」について

上記のとおり、取締役の報酬等は、取締役に対して適切なインセンティブを付与するための手段としてコーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つであるところ、その透明性及び公正性を確保することが重要であり、その一環

として、取締役の報酬等の決定において株主が直接関与すべき範囲を明確化することの意義は認められる。一方、インセンティブ報酬の導入が進めば、その内容は、極めて専門的技術的で複雑なものとなる場合もあることに加えて、企業の経営環境の変化等に応じて柔軟な対応を行うことが必要となる場合もあることを踏まえると、その内容の決定に当たっては、株主総会と取締役会との間で適切な役割分担がなされることが望ましい。

こうした観点から、会社法上、株式又は新株予約権である取締役の報酬等について株主総会の決議により定めなければならないものとする「具体的な内容」については、実務上の対応にも配慮しつつ、インセンティブ報酬の活用を促進する方向で検討されることが期待される。

## 2. 「(2) 各取締役の報酬等の内容に係る決定の再一任」について

上記のとおり、取締役の報酬等は、経営者に対する適切なインセンティブの付与の重要な手段であり、その透明性及び公正性を確保することが重要である。こうした観点から、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任することについて、少なくとも公開会社に関して何らかの見直しをすることは、一定の意義があるものとして理解し得る。

## 三. 同「2 株式である報酬等を交付するために行う募集株式の発行又は自己株式の処分における金銭の払込み」について

上記のとおり、株式報酬は、インセンティブ報酬の中でも特に効果的な方法の一つであり、我が国企業の中長期的な企業価値の向上を図る上で、これを積極的に活用することが期待されている。役員報酬として交付する場合に株式の無償発行を認めることについては、かかる株式報酬の意義を正面から捉え、その積極的な活用を後押しする環境整備につながるものであり、前向きに検討することが期待される。

## 四. 株式報酬の付与目的での子会社による親会社株式の取得について

参考資料13においても述べたとおり、我が国企業においてグループ経営が進展している中で、グループとしての中長期的な企業価値の向上を図る上では、親会社の役職員だけでなく、子会社の役職員に対しても、インセンティブ報酬として親会社株式を付与するニーズが増しているところである。特に、グループの子会社が非上場会社であるような場合には、上場会社である親会社の株式をインセンティブ報酬として活用する強いニーズがある。

かかる子会社の役職員に対する親会社株式の付与をより行いやすくする観点から、子会社がその役職員に対して報酬として付与することを目的として親会

社株式を取得し、その付与に必要な期間保有することについては、会社法第135条の親会社株式の取得の禁止の例外として許容する旨の規定を設けることをご検討いただきたい。

以上